

函館市水産振興連絡協議会設置要綱

(要綱)

第1条 函館市水産振興計画(以下「計画」という。)の推進にあたり、学識経験者、関係機関、市民による情報交換や連携の強化などを図るとともに、計画の円滑な推進や実施事業の検証などを行うことを目的として、函館市水産振興連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議を行うものとする。

(1) 計画の進捗状況および実施事業の検証等に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別紙に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

函館市水産振興連絡協議会委員

団体名	備考
北海道大学大学院水産科学研究院	学識経験者
公立はこだて未来大学	
函館市漁業協同組合	漁業関係者
銭亀沢漁業協同組合	
戸井漁業協同組合	
えさん漁業協同組合	
南かやべ漁業協同組合	
北海道漁業協同組合連合会函館支店	
函館水産連合協議会	
函館国際観光コンベンション協会	観光業関係者
函館消費者協会	消費者
【公募】一般市民	1名
合計	12名